

3. 8 しごきスピニング加工機関連

3. 8. 1 政省令等の抜粋

輸 出 令 別 表 第 1	
2 の項	次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの (11) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品 (4 の項の中欄に掲げるものを除く。)
4 の項	次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの (4) しごきスピニング加工機又はその部分品
6 の項	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。) であって、経済産業省令で定める仕様のもの (9) 絞りスピニング加工機

貨 物 等 省 令	
第 1 条	輸出令別表第 1 の 2 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十一 しごきスピニング加工機又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、ローラの数が 3 以上のもの ロ 内径が 75 ミリメートル超 650 ミリメートル未満の円筒形のロータを成形することができるように設計したマンドレル
第 3 条	輸出令別表第 1 の 4 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 五 しごきスピニング加工機であって、500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に用いられる推進装置又はその部分品を製造することができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品 イ 数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもの ロ 輪郭制御をすることができる軸数が二を超えるもの
第 5 条	輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十一 絞りスピニング加工機であって、次のイ、ロ及びハの全てに該当するもの イ 数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもの ロ 輪郭制御をすることができる軸数が 3 以上のもの ハ ローラの加圧力が 60 キロニュートンを超えるもの